

## 告 示

### 埼玉県告示第千十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇一〇一六―〇号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県鴻巣市原馬室字上曾部二百五十一―一 他百五十八筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百十五立方メートル